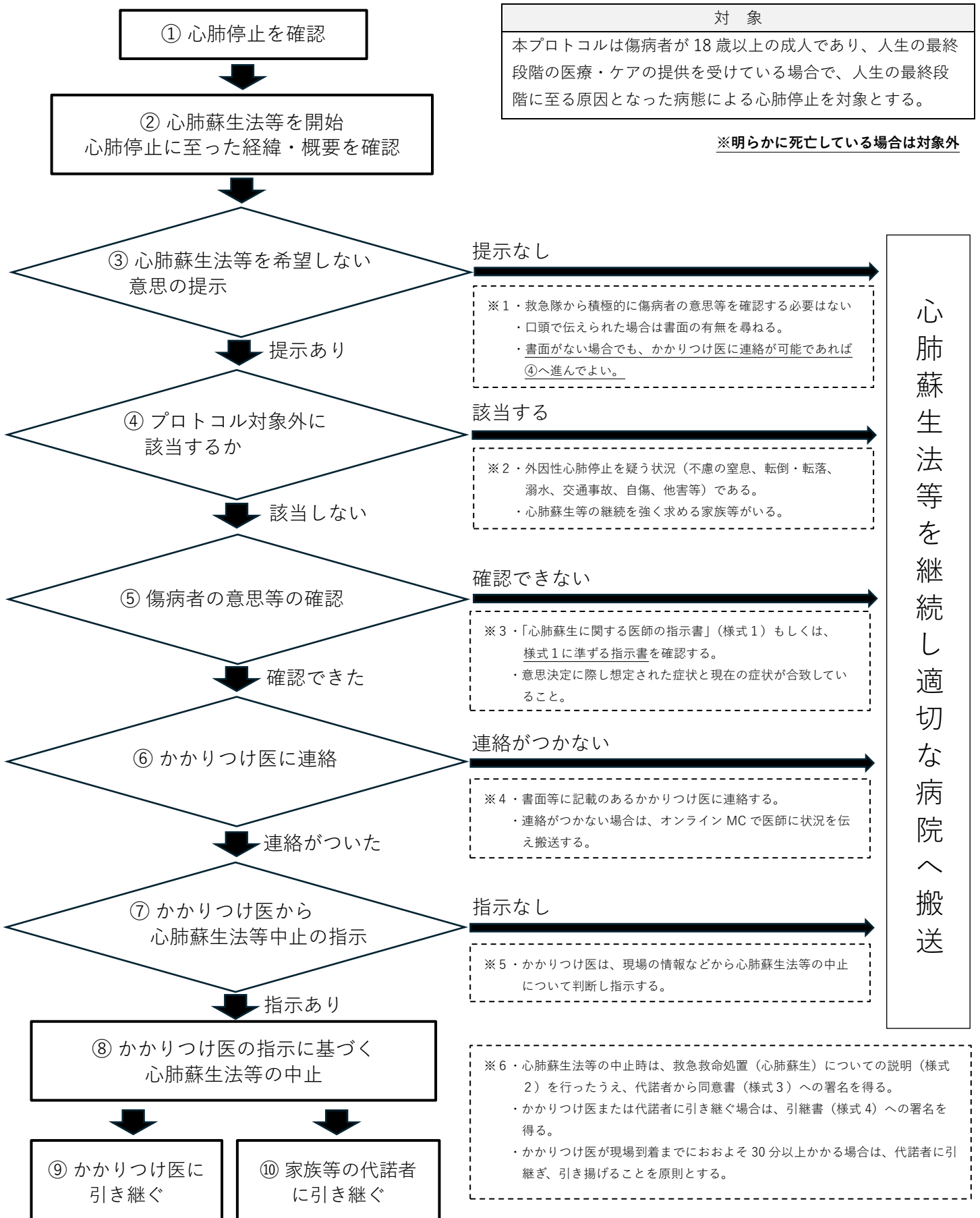


# 人生の最終段階にあり心肺蘇生法等を希望しない意思を示した心肺停止に対する救急隊の標準的活動プロトコル

沖縄県中部地区 MC 協議会

令和 7 年 4 月 1 日作成

人生の最終段階にある傷病者が、心肺蘇生法等を希望していない場合は 119 番通報をしないのが望ましいが、それでもなお 119 番通報がなされた場合にこの活動プロトコルを適応する



## ● 用語の定義

- ・「ACP」とは、将来の医療・ケアについて、傷病者を中心として家族やかかりつけ医等があらかじめ話し合い、傷病者の意思決定を支援する過程のことである。
- ・「代諾者」とは、血縁関係のある家族・親族や婚姻関係のある配偶者を指すことが一般的であり、代諾者の選定は指示書作成の際にかかりつけ医にて行われていることが想定される。現場における代諾者の確認については、一般的な救急活動の範疇で考えてよい。代諾者の最終確認はかかりつけ医によって行われる。

## ● 基本的事項

- ・傷病者が明らかに死亡している場合はプロトコルの対象外である。
- ・ACPが行われている成人で心肺停止であること（18歳未満はプロトコルの対象外）。
- ・心肺停止を確認したら、心肺蘇生法等を希望しない旨の提示の有無にかかわらず心肺蘇生等を開始する。
- ・判断に迷うことがあれば心肺蘇生法等の継続を優先する。
- ・心肺蘇生法等の中止は、「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない。

## ● 備考

- ※1・救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない。
  - ・原則として書面の提示をもって傷病者等の意思の提示とし、口頭で伝えられた場合は書面の有無を尋ねる。
  - ・書面がない場合でも、かかりつけ医に連絡が可能であれば対象者としてよい。
- ※2・心肺蘇生法等を継続しつつ、以下の除外項目について確認する。
  - ・外因性心肺停止を疑う状況（不慮の窒息、転倒・転落、溺水、交通事故、自傷、他害等）の有無
  - ・心肺蘇生法等の継続を強く求める家族や関係者の有無
- ※3・心肺蘇生法等を継続しつつ意思表示の書面を確認する。
  - ・書面は、中部地区MC協議会作成の「心肺蘇生（胸骨圧迫、人工呼吸及びAEDの使用）に関する医師の指示書」（様式1）、もしくは様式1に順ずる指示書とする。
- ※4・書面等に記載のあるかかりつけ医に連絡する。
  - ・※1、2、3で確認した状況をかかりつけ医に連絡する。
  - ・かかりつけ医に連絡がつかない場合はオンラインMCで医師に状況を伝え搬送する。
- ※5・かかりつけ医は、現場の情報などから心肺蘇生法等の中止について判断し指示する。
  - ・医師による心肺蘇生法等の中止の指示は、死亡診断を意味するものではない。
- ※6・心肺蘇生法等の中止時は、救急救命処置（心肺蘇生）についての説明を行い（様式2）、代諾者から同意書（様式3）への署名を得る。
  - ・心肺蘇生法等の中止後も、医師による死亡診断までは命ある身体として傷病者に対応し、かかりつけ医からの現場待機や引き揚げの指示に従う。
  - ・かかりつけ医または代諾者に引き継ぐ場合は、引継書（様式4）への署名を得る。
  - ・かかりつけ医が現場到着におおよそ30分以上かかる場合は、かかりつけ医と十分に電話で引継ぎを行い、代諾者から同意を得た上で、現場を引き揚げることを原則とする。ただし、代諾者が遠方に住んでいる等の理由で現場におらず、電話等で同意を得た場合、居合わせた施設職員等に十分な説明を行い、同意書（様式3）及び引継書（様式4）に署名を得て現場を引き揚げることにする。